

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

|             |   |                                     |
|-------------|---|-------------------------------------|
| 部 課 室 等 名   | 市民文化部 文化スポーツ振興課 体育施設担当                          |                                     |
| 許 認 可 等 名   | 徳島市民不動夜間運動場・徳島市民不動第二夜間運動場の利用料金の減免               |                                     |
| 根 拠 法 令     | 徳島市体育施設条例                                       |                                     |
| 根 拠 条 項     | 第10条  |                                     |
| 連 絡 先       | 不動体育協会（連絡先は文化スポーツ振興課（電話 621-5426）までお問い合わせください。） |                                     |
| 審 査 基 準     | 基 準   | 利用料金を減免できる場合は、別紙「利用料金の減免規程」のとおりとする。 |
|             | 参 考 事 項   |                                     |
|             | 設 定 等 年 月 日                                     | 平成24年 8月 1日設定（令和 6年 2月 1日最終変更）      |
| 標 準 処 理 期 間 | 標 準 処 理 期 間<br>（設定しないものについてはその理由）               | 総日数 即日                              |
|             | 設 定 等 年 月 日                                     | 平成24年 8月 1日設定（令和 年 月 日最終変更）         |

審查基準

基 準